

相続、配偶者手厚く

16年にも民法改正

上川陽子法相は24日の「仕組みを採り入れる。1法制審議会（法相の諮問）年程度をかけて答申をま機関）総会で、配偶者のとめ、早ければ2016年通常国会に民法改正案が提出される見通しだ。（関連記事4面に）

遺産分割が終わるまで自宅に住めるようにする措置を検討。夫婦が協力してつづけた財産については配偶者の相続に関する民法改正は、1980年に遺言がない場合の法定相続分を3分の1から2

▼民法 1896年（明治29年）に制定された日本の法体系の中心に位置する法律。「総則」、所有権など人と物のルールを示す「物権」、契約など人と人のルールを定

■ 死別後も自宅に居住

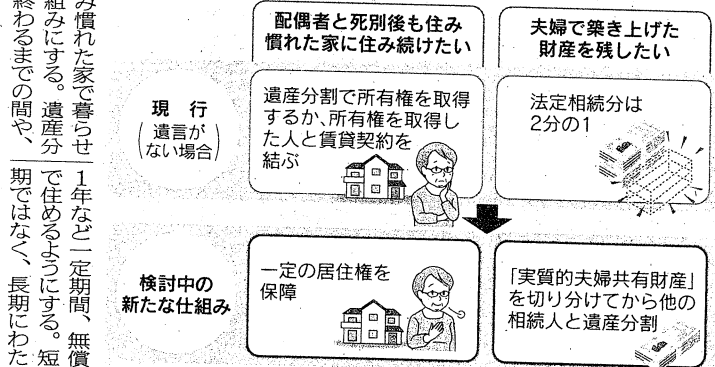
■ 共有財産を優先配分

分の1に引き上げて以来だ。高齢化が進み、遺産相続を巡るトラブルが増えると思われることから、相続分野の民法改正が必要と判断した。

ポイントの一つは、住み慣れた家にいられる居住権の保障だ。自宅に住み続けるためには所有権を取得するか、所有権を結ばなければならぬ。トランプが生じ、お年寄りの配偶者が自宅からの退去を迫られるケースがあるという。

だが自宅を相続したかにかかわらず、配偶者

相続の仕組みが配偶者に手厚くなる（イメージ）



が住み慣れた家で暮らせる仕組みにする。遺産分割で住めるようにする。短期ではなく、長期にわたる居住権を保障すべきだという意見もある。相続分そのものを増やす検討を進める。夫婦が協力してつくった財産については「実質的夫婦共有財産」として切り分けてから、残りの遺産を他の相続人と分割する考え方が有力。離婚の際の財産分与と同じイメージだ。共有財産以外の取り分は通常の法定相続分より減らす。高齢になってから結婚しても、財産の維持・形成に貢献していないとみられても、いまの法定相続分は同じだ。婚姻の実態に応じた遺産分割を想定しておらず不公平との指摘があった。

対象は配偶者だけではない。たとえば、子どもが複数いた場合、遺言がなくても、介護を懸命にした子どもの寄与分を認め、相続分に反映させる。いまの民法でも、財産形成などに特別の寄与があれば相続分が加算される。ただ、介護は反映されにくい。

司法統計によると、13年に全国の家庭裁判所で調停が成立するなどした

遺産分割事件は約1万2千件。10年で約3千件増えた。高齢化で拍車がかかる可能性がある。

相続財産は「5千万円以下」が7割。配偶者や子供など遺産分割に関わる当事者の数は「5人以上」が3割超だ。介護問題などが絡んで感情的な争いになることもあり、遺産分割を巡る審理は複雑になりがちだ。

13年9月、最高裁判所

は結婚していない男女の婚外子の遺産相続分を法律婚の子（嫡出子）の半分とする民法の規定を憲法と判断。これを受けて同年12月、規定を削ぐ改正法が成立した。この議論を通して、自

対象は配偶者だけではない。たとえば、子どもが複数いた場合、遺言がなくても、介護を懸命にした子どもの寄与分を認め、相続分に反映させる。いまの民法でも、財産形成などに特別の寄与があれば相続分が加算される。ただ、介護は反映されにくい。

司法統計によると、13年に全国の家庭裁判所で調停が成立するなどした

遺産分割事件は約1万2千件。10年で約3千件増えた。高齢化で拍車がかかる可能性がある。

相続財産は「5千万円以下」が7割。配偶者や子供など遺産分割に関わる当事者の数は「5人以上」が3割超だ。介護問題などが絡んで感情的な争いになることもあり、遺産分割を巡る審理は複雑になりがちだ。

13年9月、最高裁判所

は結婚していない男女の婚外子の遺産相続分を法律婚の子（嫡出子）の半分とする民法の規定を憲法と判断。これを受けて同年12月、規定を削ぐ改正法が成立した。この議論を通して、自